

協議第1号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成14年5月13日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

合併の方式について

宇摩郡別子山村を廃止し、その区域を新居浜市に編入するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第2号

財産及び公の施設の取扱いについて

財産及び公の施設の取扱いについて提出する。

平成14年5月13日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

財産及び公の施設の取扱いについて

別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第3号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成14年5月13日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

平成 年 月 日確認

協議第4号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成14年5月13日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

特別職の職員の身分の取扱いについて

別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 5 号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて提出する。

平成 14 年 5 月 13 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

条例、規則等の取扱いについて

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- 1 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 6 号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて提出する。

平成 14 年 5 月 13 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

組織及び機構の取扱いについて

- 1 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする。
- 2 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- 3 別子山村に置かれている付属機関等は、原則として新居浜市に統合するものとする。
なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第7号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成14年5月13日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会長 佐々木 龍

一部事務組合等の取扱いについて

別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 8 号

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについて提出する。

平成 1 4 年 5 月 1 3 日提出

新居浜市・別子山村合併協議会
会 長 佐 々 木 龍

町・字の区域及び名称の取扱いについて

- 1 町・字の区域については、従前のおりとする。
- 2 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。

平成 年 月 日確認